

# 公益財団法人喜多方市体育協会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人喜多方市体育協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を喜多方市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、スポーツの振興を通じて、市民の健康と体力の向上を図り、スポーツ精神を高揚し、明るくたくましい市民の育成に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進と体力の向上に関する事
- (2) 各種体育大会等への役員、競技者派遣に関する事
- (3) スポーツ指導者の養成及び資質向上に関する事
- (4) 各種講習会、競技会の開催に関する事
- (5) 加盟団体の援助に関する事
- (6) スポーツ少年団に関する事
- (7) 体育施設の管理運営に関する事
- (8) スポーツについての功労者の表彰に関する事
- (9) その他目的を達成するために必要な事業に関する事

### 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第 6 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

- 第 7 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て行うものとする。

(事業年度)

- 第 8 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 11 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得

財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立さ

れ、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員の報酬等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長のほか、出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上30名以内
- (2) 監事4名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事とする。

- 4 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。専務理事は、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
  - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事は、専務理事を除き無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、報酬等として支給することができる。その額は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

- 第30条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 名誉会長、顧問

(名誉会長・顧問)

- 第31条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会長又は副会長であった者、あるいは喜多方市の体育・スポーツ振興の功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役割・報酬等)

- 第32条 名誉会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、又は建議することができる。
- 2 名誉会長及び顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長若しくは専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。理事会の議長は会長とする。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることが出来ない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項に規定する理事に職務の執行状況の報告については適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人に、専門の事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会の議決を経て設置し、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

## 第10章 加盟団体

(加盟団体)

第41条 この法人の加盟団体は、喜多方市を統括するアマチュア競技団体、各町体育協会、スポーツ少年団でこの法人の目的に賛同するものは、理事会及び評議員会の承認を経て、この法人の加盟団体となることができる。

2 加盟団体は別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(資格の喪失)

第42条 加盟団体は、次の各号に掲げる事由によってその資格を喪失する。



- (1) 脱 退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除 名

(脱退)

第43条 加盟団体が脱退しようとするものは、その理由を付して脱退届を提出しなければならない。

(除名)

第44条 加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) 負担金を2年以上滞納したとき。

## 第11章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「賛助会規程」による。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しく

は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福島県において発行する福島民報及び福島民友新聞に掲載する方法による。

### 第14章 喜多方市スポーツ少年団本部

(喜多方市スポーツ少年団)

第51条 この法人に、第4条第5項に基づき喜多方市スポーツ少年団本部を置く。

- 2 喜多方市スポーツ少年団について必要な事項は理事会が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は 石田 扶 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
齋藤義人、佐々木義則、下妻文男、相田守、佐藤明紀、山田浩、植田剛、苗村浩、佐藤竹美、宇内長司、大竹好光、渡部定雄、渡邊賢一、佐竹信幸、荻原年勝、伊関真樹、庄司一寿、二瓶利博、加藤俊哉、伊藤チイ子、佐藤義晴、竹安和子、岩城雅仁、

附則

- 1 平成26年3月26日 第51条追加
- 2 平成26年9月12日 第4条(6)追加
- 3 令和4年3月30日 第4条一部改正